

議案第52号参考資料

利根町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 省略 (定員)</p> <p>第2条 団員の定員は，<u>190人</u>とする。 (任用)</p> <p>第3条 消防団長（以下「団長」という。）は，消防団の推せんに基づき町長が，その他の団員は団長が，次の各号の資格を有する者のうちから，町長の承認を得て任用する。</p> <p>(1) <u>当該消防団の区域内に居住し，又は勤務する者</u></p> <p>(2) 年齢18歳以上の者</p> <p>(3) 志操堅固で，かつ，身体強健な者</p> <p>第4条以下省略</p>	<p>第1条 省略 (定員)</p> <p>第2条 団員の定員は，<u>170人</u>とする。 (任用)</p> <p>第3条 消防団長（以下「団長」という。）は，消防団の推せんに基づき町長が，その他の団員は団長が，次の各号の資格を有する者のうちから，町長の承認を得て任用する。</p> <p>(1) <u>町内に居住し，勤務し，又は在学している者</u></p> <p>(2) 年齢18歳以上の者</p> <p>(3) 志操堅固で，かつ，身体強健な者</p> <p>第4条以下省略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この条例は，公布の日から施行する。</u></p>